Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和5年9月27日 航空局国際航空課

## <u>両国間で旅客便・貨物便を運航できる枠組みを航空当局間で設定</u> ~ 日・ルクセンブルク航空当局間協議 結果 ~

9月26日(火)、東京において、日本とルクセンブルクとの航空当局間協議を実施した結果、以下のとおり一致しました。

今般の協議の結果、双方の航空会社による旅客便・貨物便の運航が可能となる 航空当局間の枠組みが設定され、今後、両国間での交流の拡大が期待されます。

## ■開催概要

日時·場所:令和5年9月26日(火) 於:東京

出 席 者: (日 本 側) 高橋 徹 航空局国際航空課長 ほか

(ルクセンブルク側) チャールズ・クライン 交通・公共事業省航空局経済・

国際関係担当課長 ほか

## ■協議結果概要

- (1) 旅客便について、空港容量に制約のある羽田空港を除き、日・ルクセンブルク両国間の路線及び便数の制約をなくすオープンスカイの枠組みを航空当局間で設定する。
- (2) 貨物便について、日・ルクセンブルク双方の航空会社が、ルクセンブルクと成田空港の間で週2便ずつ、ルクセンブルクと関西空港、小松空港の間では便数に制限なく 運航できる枠組みを航空当局間で設定する。

<問合せ先> 航空局 航空ネットワーク部 国際航空課

担 当:大島、齋藤

電話: 03-5253-8111 (内線: 49-104、49-162) メール: hqt-jcab-iatd-info[@] gxb. ml it. go. jp

- ※ 働き方改革の観点から、定時時間 (9:30-18:15) 外のお問合せは、メールで お願いします。夜間のメールは、原則として、翌営業日に確認します。
- ※ [@]を@に変えて送信してください。